

お知らせ版

文化財防火デー防火訓練

1月26日は、「文化財防火デー」に定められており、本町でも、1月26日に旧伊達郡役所で防火訓練を実施します。

■日時 1月26日(日) 10:15～11:30

■場所 旧伊達郡役所

■内容 避難訓練、消防署・消防団による放水訓練、放水・消火器体験



旧伊達郡役所周辺で交通規制

当日は、旧伊達郡役所周辺道路が通行止めとなります（地図のとおり）。ご迷惑をおかけしますが、安全確保のためご協力をお願いします。

■通行止め時間 10:00～11:30

■規制区間 地図中で 表示の区間

固生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2111

※消火栓の使用による急激な流水の変化で、水道から赤水が出る可能性があります。水道を使用する際は、水を十分流してから使用をお願いします（飲んでも人体に影響はありません）。
※訓練は見学可能です。交通誘導員の指示に従い、安全な場所でご覧ください。
※車での来場は、できるかぎりご遠慮ください。

近隣自治体同士の連携を考えるセミナー

人口減少時代におけるこれからの広域連携について、福島圏域11市町村※で議論するセミナーが、福島市で開催されます。

地域経営・広域連携に関する基調講演や、福島圏域全体の活性化の取り組みについての11市町村長によるパネルディスカッションなど、近隣自治体同士の連携のあり方を考えていきます。

■日時 1月30日(日) 15:00～17:00

■会場 「こむこむ」

(〒960-8044 福島市早稲町1番1号)

■内容

①基調講演 講師「明治大学政治経済学部 教授 牛山久二彦さん」

②福島圏域11市町村長によるパネルディスカッション

■対象 福島圏域各市町村の民間団体、一般観覧者

■定員 200人（先着順）

■申し込み 福島市政政策調整課に電話、もしくは桑折町役場総合政策課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上ファクス、または応募フォームで申し込んでください。

固福島市 政策調整課 ☎ 525-3788

※福島圏域11市町村とは？

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、宮城県白石市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村、山形県米沢市（オブザーバー）で構成しています。



応募
フォーム



令和2年
1月8日
発行

編集・発行
桑折町総合政策課

内容

- ・文化財防火デー防火訓練
- ・近隣自治体同士の連携を考えるセミナー
- ・かんがい農地面積等異動届の提出をパソコン・スマホ（タブレット端末）から確定申告（eTax）
- ・農業経営基盤強化促進法による利用権設定を受付中です！
- ・2020年農林業センサスを実施します
- ・成人講座「タブレット教室」
- ・令和2年4月1日採用
- ・令和2年度会計年度任用職員募集

かんがい農地面積等異動届の提出を

土地改良区費の水利費賦課は、毎年4月1日時点の農地面積が基準となります。令和元年度の水利費賦課の基準となる農地面積等に異動がある場合は、伊達西根堰土地改良区まで次のとおり届け出てください。

- ・農地の売買などにより所有権に異動が出た場合
- ・地区除外をする場合

- ・経営委譲など（死亡した場合も含む）により、名義変更した場合
- ・農地の貸借が行われた場合（水利費の支払者を確認願います）

■届け出期限 3月20日(金)

■届け出先・問い合わせ

伊達西根堰土地改良区 ☎ 582-2319

パソコン・スマホ(タブレット端末)から確定申告(e-Tax)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、ご自宅のパソコンやスマートフォン(タブレット端末)で、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税の確定申告書が作成できます。作成した確定申告書は、マイナンバーカードを使って e-Tax(電子送信)で税務署へ提出することができます。

■「e-Tax」利用のメリット

- ・申告会場に出向くことなく、時間を気にせず自宅などから申告可能
- ・源泉徴収票など添付書類は、提出不要(自宅で5年間の保存が必要)
- ・申告書の控えは PDF 形式で保存可能



会場まで出向くことなく
24時間いつでも申告
OK!

～ 進化するスマート申告！5つのステップで手続完結！～



STEP1 国税庁ホームページへアクセス

- ①インターネットを開いて「確定申告」と検索する。
- ②「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップ
- ③「作成開始」をタップする。
- ④収入や控除の質問に順番に答える。

STEP2 提出方法を選択

Q. 提出方法を選択してください。

- ☐ e-Tax(マイナンバーカード方式)
- ☐ e-Tax(ID・パスワード方式)
- ☐ 書面

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードと、マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの人(一部の端末のみ)
▶必要なアプリをインストールする。
▶マイナンバーカードを認証して、事前準備をする。

○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの人(全ての端末)
▶完了通知に記載のIDとパスワードを入力する。

○書面 … 上記をお持ちでない人

STEP3 金額などを入力

- ①給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類をもとに入力する。
 - ②医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類をもとに入力する。
 - ③氏名・住所・マイナンバーなどを入力する。
- ※提出方法が「書面」の人はSTEP5へ。

STEP4 送信

e-Taxで送信する。

STEP5 申告書データを保存

印刷画面まで進んだら、「帳票表示・印刷」をタップする。

【iPhoneの人】

申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップし、「ファイルに保存」を選択してデータを保存する。
▶保存データは「ファイル」から後で確認できます。

【Androidの人】

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存される。
▶保存データは「chrome」から後で確認できます。
※提出方法が「書面」の人は、保存した申告書データを自宅のプリンタやコンビニエンスストアなどのプリントサービス(有料)で印刷し、郵送などで提出してください。

■「e-Tax」用のID・パスワードを取得しませんか

マイナンバーカードやICカードリーダーを持っていない人でも、事前に税務署で「ID・パスワード」を取得すると、作成した確定申告書を e-Tax で提出することができます。

■ID・パスワードの取得方法

- ・本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)を持って、福島税務署で手続きしてください。その際に、税務署職員との対面による本人確認を受ける必要があります。
- ・このID・パスワードは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- ・ID・パスワード方式は、マイナンバーカードやICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。(国税庁ではマイナンバーカード方式を推奨しています。)

農業委員会だより「簡単な貸し借り手続きで農地の有効活用を」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定を受付中です！

本来、農地の貸し借りを行う場合には農地法の許可が必要ですが、利用権設定では農地法の許可が不要になりますので、簡単な手続きで農地の貸し借りができます。

また、小作権の移動に伴わないため契約期間が終了すれば離作料を払うことなく、自動的に農地の権利は所有者に戻ります。なお、期間が終了しても、再度申出書を提出することによって、継続して農地の貸し借りができます。農業委員会では、令和2年4月1日から開始される農地の貸し借りの申請を受け付けています。

■貸主（出し手）の要件

- ・町内の市街化区域外に農地を所有している人

■借主（受け手）の要件

- ・年間150日以上農業に従事している人
- ・現在耕作している面積と利用権設定を受ける農地を含め、3,000㎡以上の農地を耕作している人
- ・農業者年金（経営移譲年金）受給者の農地を借り受ける場合にあっては、①または②に該当する人

①農地所有適格法人

②60歳未満で、国民年金1号加入者、耕作面積5,000㎡以上、利用権設定を受ける期間が10年間可能な人

※①および②以外の方が借り受けると、貸主の経営移譲年金が支給停止となります。

■提出書類

貸主（出し手）および借主（受け手）双方から、「利用権設定申出書」を提出していただきます。

※申出書用紙は、役場本庁舎2階の農業委員会事務局（産業振興課内）にあります。

■提出期限 **1月31日 金**

原則、経営移譲年金受給者が農地を第三者に貸した場合、年金が支給停止となります。やむを得ず農地を貸したい事情がある場合には、JAふくしま未来伊達地区農業振興課（☎575-0114）にお問い合わせください。

☎農業委員会事務局（産業振興課内）☎582-2126

2020年農林業センサスを実施します

■農林業センサスとは

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進に向けての基礎資料を作成・提供するための調査です。

国が実施する統計調査の中でも、特に重要な基幹統計調査で、統計法に基づいて5年ごとに実施されます。

■調査対象と調査内容

農家や林家、会社や集落営農など、一定規模以上の農林産物の生産を行うか、農林業作業の受託をしている世帯・法人が対象です。農林業経営の状況や労働力、耕地、農業生産の概況、作業の受託状況、農産物の販売などについて調査します。

■調査期間

2月1日が調査基準日となっており、1月中旬から調査員証を携帯した調査員が、調査対象の皆さんのところにお伺いして調査票の記入をお願いしますので、ご協力ください。

なお、調査票に記入された内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

詳しくは、下記の農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/>

QRコードをかざしてご覧ください▶▶

☎総合政策課 政策推進係 ☎582-2115



みんなとつながる『アンドロイドとインターネット』

成人講座「タブレット教室」

タブレットを使って、どなたでも楽しみながらインターネットの世界を学べます！

①はじめてコース（初心者向け）《全2回》

【第1回】2月7日 金 【第2回】2月14日 金

■時間 9:30～11:30

■場所 半田公民館（半田コミュニティセンター）

■参加費 無料

■内容 アンドロイドで情報を見る・知る・探す／タブレットとはなにか～楽しみながらインターネット～

②活用コース（初中級向け）《全2回》

【第1回】2月20日 金 【第2回】2月27日 金

■時間 14:00～16:00

■場所 桑折公民館

■参加費 500円

■内容 地域情報の活用／パソコンスキルとデータを活かしたネット共用化／メールやスカイプで地域と人が「つながる」体験

■対象 町内在住・在勤者

■定員 各コース10人

■申し込み・問い合わせ 1月14日 金から受け付けます。生涯学習課（☎582-3129）へ電話または直接お申し込みください。

両方のコースを受講できますが、それぞれ申し込んでください。

令和2年4月1日採用 令和2年度会計年度任用職員募集

任用 種別	職 種	採用 予定	勤務時間	社会保険	職務内容	給料（報酬）	応募要件	そ の 他
パート	特別支援 教育支援 員	8人	1日7時間 週5日 年間215日程度	・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	・児童生徒に対する学校生活 全般での支援 ・個別学習支援、引率・指導 補助など 【勤務場所】 町内各小中学校	【日給】 6,619円～ 有資格者 7,169円～ 【時給】 945円～ 有資格者 1,024円～	・健康で児童生徒の支援に意欲のある者 ・教員免許所持または支援員の経験があれば尚可	・勤務箇所により、勤務時間が多少異なります。 ・通年雇用となりますが、長期休業中は勤務を必要としません（研修、授業等準備期間を除く）。
パート	特別支援 教育支援 員	2人	週20時間未満 週5日 年間215日程度	—	・集金関係の管理や伝票の処理、銀行の手続き、給食配膳など 【勤務場所】 町内各小中学校	【日給】 4,728円～	パソコン操作（文書作成、データ入力、表計算など）ができる者	
パート	学校事務 補助・給 食業務	3人	1日5時間 週5日 年間215日程度	・雇用保険 ※健康保険・厚生年金保険加入の場合あり				
フル	保育士	5人	7:30～19:00の 間の7時間45分 週5日 土曜勤務有	・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	乳幼児保育 【勤務場所】 釧路保育所	【月給】 166,700円～	次の資格を有する、または令和2年3月末までに取得見込みの者 →保育士、または幼・小・養護いずれかの教諭	
パート	幼稚園預 かり保育・ 放課後児 童保育支 援員	1人	9:30～19:00の うち7時間 週5日 土曜勤務有	・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	幼稚園預かり保育・放課後児童保育 【勤務場所】 釧路幼稚園預かり保育室・児童館・各放課後児童クラブ保育室	【月給】 150,567円～	次の資格を有する、または令和2年3月末までに取得見込みの者 →社会福祉士・保育士、幼・小・中・高いずれかの教諭、または放課後児童支援員認定資格	保育業務を参観したい場合は、お申し出ください。
パート	幼稚園預 かり保育 支援員	若 干 名	1日5時間 (7:30～12:30) 週1日（土曜日）	—	幼稚園預かり保育 【勤務場所】 児童館	【時給】 945円～ 有資格者 1,024円～	上記資格要件を満たす者。 または、支援員の経験があれば尚可	
パート	こども教 育課事務 補助	1人	1日7時間30分 (8:30～17:00) 週5日	・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	一般事務 【勤務場所】 桑折町役場	【月給】 148,935円～	パソコン操作（文書作成、データ入力、表計算など）ができる人	

■任用種別と給与などについて

- ・フルタイムとパートタイム

フルタイム：一週間の勤務時間が38時間45分での任用（1日7時間45分の5日間勤務）

パートタイム：フルタイムより勤務時間が短い枠での任用

- ・上記給料（報酬）は初任給（経験年数考慮、昇給有）

※桑折町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例などに基づき支給

- ・要件に応じて下記手当の支給有

フル：通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当（※1）

パート：通勤手当、超過勤務手当、期末手当（※2）

※1：退職手当は勤務が6月を超えた場合

※2：パートの期末手当は週の勤務が15時間30分以上の場合

■提出書類

- ①履歴書、②資格を有することを証する書類

■試験について

- ・一次試験 書類審査
- ・二次試験 口述試験（個別面接）

※一次試験の可否および二次試験の日時などについては本人宛別途通知

■応募期限 1月31日（金）郵送必着

■応募先・問い合わせ

桑折町教育委員会 こども教育課 電話・FAX 582-2403